

呉市の子ども・子育て支援計画の重点項目

父母, その他の保護者は, 子育てについての第一義的責任を有することを前提として

計画のコンセプト

【子どもの育ち及び子育てをめぐる環境】

急速な少子化, 核家族化の進展及び地域のつながりの希薄化により, 子育ての対する負担や不安, 孤立感が高まっている

★目指すべき子育て支援とは...

「子育て期が人生で一番幸せな時期」であることを実感できるような支援!

1. 子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる
2. 地域や社会が保護者に寄り添い, 子育てに対する負担や不安, 孤立感を和らげる
3. 保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える

I 幼児期における教育・保育の充実

1. 充実されるポイント

(1) 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ① 保育所, 幼稚園, 認定こども園を通じた共通の給付(施設型給付)→財政措置, 指導監督の一本化
- ② 恒久財源の確保による施設運営の安定化, 教育・保育の計画的な提供体制の整備

(2) 地域の実情に即した新たな保育事業への支援(地域型保育給付)

- ① 小規模保育事業, 事業所内保育事業等, 多様な保育ニーズへの支援の実施

2. 今後の進め方

(1) 計画的な提供体制の整備(ハード・ソフト)

- ① 計画的な施設の確保, 整備についての検討→公立保育所・幼稚園のあり方も併せて検討
- ② 窓口の一本化に伴う認定事務の増加等に対応するための新たな制度管理システムの構築
- ③ 給付対象施設の認可基準, 運営基準, 保育の必要性の認定基準等の条例制定
- ④ 障害児等特別な支援が必要な子どもの受入体制の充実
- ⑤ 教育・保育の質の向上を図るための処遇向上, 人材確保策の充実, 各種研修の充実
- ⑥ 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な連携の推進

II 家庭教育・保育への支援

【子ども達の育ちをめぐる環境】

1. 核家族の進展や地域との関わりが希薄化になっているため, 子育てに関する助言や協力を得ることが困難
2. 子育て期にある30~40歳代の男性では, 長時間労働を行う割合が依然として高い水準にある
3. 親世代の兄弟姉妹の数が減少しているため, 赤ちゃんに触れあう経験がないまま, 親になるが増えている
(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋)

1. 教育・保育施設を利用しない乳幼児支援

- (1) 子育て親子の居場所づくりの拡充(孤立感の解消)
- (2) 子育てママのリフレッシュ事業の検討
- (3) 地域の乳幼児家庭における子育て支援交流事業の拡充

対象は, 教育・保育施設を利用せず, 家庭において子育てをする乳幼児家庭

2. 「親育ち」「親づくり」の支援

- (1) 発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援
- (2) パパ支援(ワーク・ライフ・バランス)
働き方を見直し, とともに子育てができるよう, 動機づける支援
- (3) 未来のパパ・ママ支援
中高生による「赤ちゃんふれあい支援事業」など



呉で育ててよかった!!

III 放課後児童会の充実

1. 充実されるポイント

- (1) 受入学年が小学校低学年(1~3年生)から全学年が対象となる
- (2) 設備運営基準の創設による質の向上(平成26年4月以降に国の省令が出る予定)
 - ① 指導員の資格要件が規定される
 - ② 1児童会あたりの児童数と指導員数が規定される
 - ③ 児童1人あたりの施設面積が規定される

2. 課題

(1) 対象児童増加への対応

- ① 計画的な施設の確保・整備についての検討
- ② 指導員の確保策
- ③ 利用の必要性や優先度についての基準づくりの検討

(2) 高学年受入への対応

- ① 高学年にふさわしい, 指導方針の策定
- ② 高学年にふさわしい, 施設環境の整備
- ③ 高学年受入に際しての指導員研修の実施

3. 方向性

- (1) 教育委員会と連携しての施設整備計画の策定
- (2) 長時間・短時間利用プランの検討
- (3) 指導内容の検討(道徳教育など)

IV 社会的支援の必要性の高い家族への支援

【子どもの最善の利益】

- 子ども生存と発達保障されるよう, 良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある
- 虐待, 貧困, 障害, 疾病, 家族の状況等により, 社会的支援が必要が高い子ども家族への支援

全ての子どもと子育て家庭を対象とするもの

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋)

1. 児童虐待・孤立化防止のための総合対策

- (1) 相談体制・予防サービスの強化
- (2) 地域の子育て支援ネットワークづくり, 人材育成 等

子育て「ほっとあんしん」推進事業
(平成25年度から実施中)

2. ひとり親家庭の自立支援総合対策

- (1) 就業支援(経済的支援)
- (2) 就業支援(ソフト)
- (3) 生活支援(経済的支援)
- (4) 生活支援(情報提供)

ひとり親家庭自立支援事業
(平成26年度から実施検討)